

# 一般貨物自動車運送事業経営許可申請書

九州運輸局長 殿	申請年月日	平成 年 月 日	
フリガナ 申請者名	⑩		
代表者名			連絡担当
郵便番号			電話番号 ( )
申請者住所			

事業計画	特別積合せ貨物運送	する ・ しない								
	貨物自動車利用運送	する ・ しない								
1. 一般貨物自動車運送事業										
主たる事務所	名称	郵便番号 〒 電話番号 ( )								
	位置									
事業種別	一般・霊柩	資本金 千円 決算期日 月 日 月 日								
条件										
営業所	名称	郵便番号 〒 電話番号 ( )								
	位置									
休憩・睡眠施設	位置									
	収容能力	休憩・睡眠室 . m <sup>2</sup> 休憩室 . m <sup>2</sup> 睡眠室 . m <sup>2</sup>								
自動車車庫	位置	収容能力 道路幅員								
		. m <sup>2</sup> . m								
		. m <sup>2</sup> . m								
		. m <sup>2</sup> . m								
事業用自動車の種別 及び種別ごとの数	普通自動車					霊柩自動車				
	普通	小型	けん引	被けん引	合計	宮型	洋型	バン型	バス型	合計

(官庁使用欄)

都市計画法照会 有・無  
平成 年 月 日

事案番号 ( )

支局受付印	本局受付印
-------	-------

処理予定期間 平成 年 月 日迄  
補正期間 平成 年 月 日  
～平成 年 月 日  
( 日間)

2. 貨物自動車利用運送				
営業所	名称	営業所	位置	
業務の範囲				
保管施設の概要			規模	m <sup>2</sup> 構造等：
利用する運送を行う実運送事業者の概要				
事業者名			住所	
事業の種類				

## 添付書類（目次）

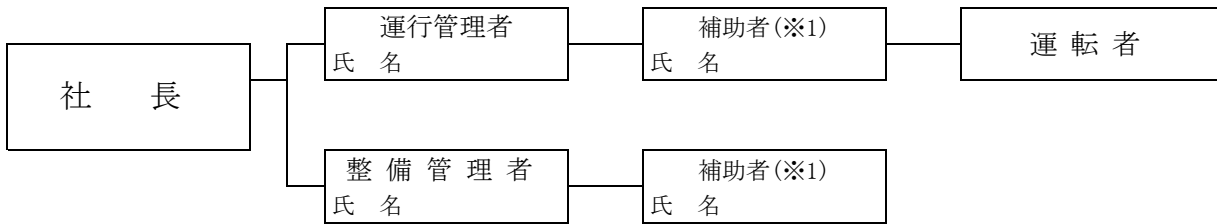
- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1. 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類  | ----- | □ |
| 運行管理者資格者証明書（任意）   | ----- | □ |
| 整備管理者資格者証明書又は在職証明等（任意）  | ----- | □ |
| 2. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類   | ----- | □ |
| （様式1）（申請時点の預貯金残高証明書を添付して下さい。）   |       |   |
| 3. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類  |       |   |
| イ. 施設の見取図、平面（求積）図   | ----- | □ |
| ロ. 都市計画法等関係法令に抵触しないことの書面（宣誓書）   | ----- | □ |
| ハ. 施設の使用権原を証する書面  |       |   |
| 自己所有・・・不動産登記簿謄本等  | ----- | □ |
| 借入・・・賃貸借契約書等  | ----- | □ |
| ニ. 車庫前面道路の道路幅員証明書（前面道路が国道の場合は不要）  | ----- | □ |
| ホ. 計画する事業用自動車の使用権原を証する書面  |       |   |
| 車両購入・・・売買契約書又は売渡承諾書等  | ----- | □ |
| リース・・・自動車リース契約書   | ----- | □ |
| 自己所有・・・自動車検査証（写）  | ----- | □ |
| 4. 利用する事業者との運送に関する契約書の写（利用運送をする場合）  | ----- | □ |
| 5. 貨物自動車利用運送の用に供する施設に関する書類  |       |   |
| ・上記4. イ～ハに掲げる書類   | ----- | □ |
| （一般貨物自動車運送事業に使用する施設と併用の場合は不要）   |       |   |
| 6. 既存の法人にあつては、次に掲げる書類   |       | □ |
| イ. 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本   | ----- | □ |
| ロ. 最近の事業年度における貸借対照表   | ----- | □ |
| ハ. 役員又は社員の名簿及び履歴書   | ----- | □ |
| 7. 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類   |       |   |
| イ. 定款（商法（明治32年法律第48号）第167条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあつては、認証のある定款）又は寄付行為の謄本                            | ----- | □ |
| ロ. 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書  | ----- | □ |
| ハ. 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあつては、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類                                      | ----- | □ |
| 8. 個人にあつては、次に掲げる書類  |       |   |
| イ. 資産目録   | ----- | □ |
| ロ. 戸籍抄本   | ----- | □ |
| ハ. 履歴書  | ----- | □ |
| 9. 法第5条（欠格事由）各号のいずれにも該当しない旨を証する書類   |       |   |
| 及び道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反（申請日前より3ヶ月（悪質な場合は6ヶ月））により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限の処分を受けた者でない旨を証する書類（宣誓書） | ----- | □ |

### <作成にあたっての留意点>

1. 申請書の次に添付書類を綴じていく際に、この目次の順番に従って下さい。
2. 目次の6, 7, 8については、該当する項目の書類を添付して下さい。
3. 1～9のうち、添付した書類について確認の上、□欄にレ印を入れて下さい。

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 運行管理等の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名：
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ . . . ）(※2) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定） ・勤務時間（ 時 分 ～ 時 分） } ・休日（ 日/月） } (※3)
運行管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ . . . ）(※4) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ . . . ）(※5) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
整備管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
常時選任運転者	人	（別紙のとおり）
その他従業員	人	

(※1) 補助者を選任するときは記載する。(※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

- アルコール検知器の配備計画  
設置型： \_\_\_\_\_ 台 ・ 携行型： \_\_\_\_\_ 台
- 日常点検計画  
日常点検場所： \_\_\_\_\_ ・ 日常点検の実施者： \_\_\_\_\_
- 営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）  
\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ km
- 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法  
連絡方法： \_\_\_\_\_

点呼実施場所が車庫の場合（※併設されていない場合のみ記入）

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分  
移動手段： \_\_\_\_\_  
所要時分： \_\_\_\_\_ 分
- ・ 車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間  
出庫時（ \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時まで）  
帰庫時（ \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時まで）

点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分

移動手段 : \_\_\_\_\_  
所要時分 : \_\_\_\_\_ 分

## 2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

### ○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有（実施時期（※7）； \_\_\_\_\_ 箇月以内） ・  無

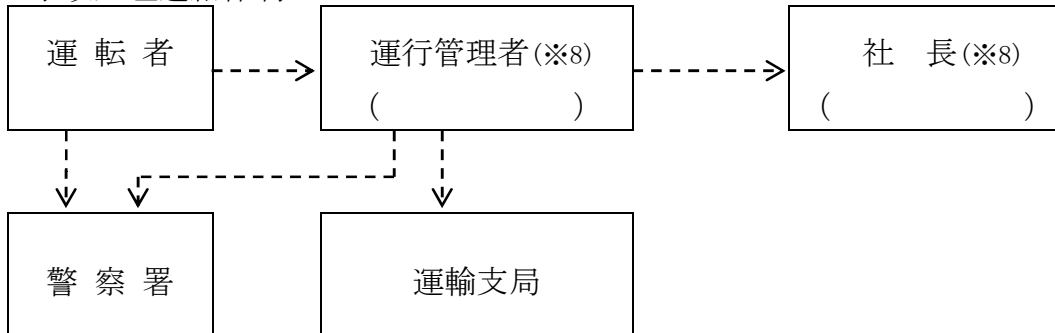
・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無  
 有 ・  該当無し

### ○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有（実施時期（※7）； \_\_\_\_\_ 箇月以内） ・  無

・ 積載量確認方法  
 計量器による ・  運送依頼票による

### ○ 事故処理連絡体制



（※6）貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）

（※7）新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

（※8）（ ）内に連絡先の電話番号を記載する。

### ○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名： \_\_\_\_\_ （役職等： \_\_\_\_\_）

苦情処理担当者 氏名： \_\_\_\_\_ （役職等： \_\_\_\_\_）

### ○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。  
 ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。  
 ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準壺きゅう運送約款を適用する。  
 ④上記以外の運送約款を設定する。

- 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員：\_\_\_\_\_人      確保予定人員：\_\_\_\_\_人

- 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定の締結予定の有無  有・ 無）

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当りの 乗務日数	運転時間			休息期間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	勤務と勤務の間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

## 事業の開始に要する資金及び調達方法

## 1. 事業の開始に要する資金

項	目	金 額	明 細	
人	人 件 費			
	役 員 報 酬		月額 円×2ヶ月分× 人	
	給 与	運 転 手		人×月額 円×2ヶ月分
		運 行 管 理 者		人×月額 円×2ヶ月分
		整 備 管 理 者		人×月額 円×2ヶ月分
		事 務 員		人×月額 円×2ヶ月分
		そ の 他		人×月額 円×2ヶ月分
	手 当	運 転 手		人×月額 円×2ヶ月分
		運 行 管 理 者		人×月額 円×2ヶ月分
		整 備 管 理 者		人×月額 円×2ヶ月分
		事 務 員		人×月額 円×2ヶ月分
		そ の 他		人×月額 円×2ヶ月分
	賞 与		給与月額×1回給与の ヶ月分×支給回数 回×1/6	
	法 定 福 利 費	健 康 保 険 料		(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000
		厚 生 年 金 保 険 料		(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000
		雇 用 保 険 料		(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000
		労 災 保 険 料		(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000
		厚 生 福 利 費		給与、手当、賞与の2%を見込む
	燃 料 費		月間総走行キロ km÷ℓ 当たり走行キロ km× ℓ 当たり単価 円×2ヶ月分	
	油 脂 費		燃料費の3%を見込む	
修 繕 費	外 注 修 繕 費		1両月額 円×2ヶ月分× 両	
	タイヤチューブ費		月間 本/両使用× 円/本×2ヶ月分× 両	
車 両 費	購 入 費		分割の場合頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格	
	リ ー ス 費		リース料の6ヶ月分	
施 設 購 入 ・ 使 用 料			土地、建物の購入費（分割の場合頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格）又は賃借料の6ヶ月分	
什 器 ・ 備 品 費			各物品の取得価格	
施 設 賦 課 税			別掲（自動車税、自動車重量税の1年分、自動車取得税）	
保 険 料			別掲（自賠責保険、任意保険の1年分）	
登 録 免 許 税			全額	
そ の 他			道路使用料、光熱水料、通信費等の2ヶ月分	
合 計			事業開始に要する資金の合計	
自 己 資 金 額			2. による自己資金の合計	

別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	取得税	自賠責保険	任意保険

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

項目	申請事業充当額
預貯金額	
その他流動資産 (内現金額)	( )
その他	
調達資金合計(自己資金額)	



九州運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令には抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

印

九州運輸局長 殿

## 宣 誓 書

1. 私は、貨物自動車運送事業法第5条各号の欠格事由に該当しません。
2. 私は、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により申請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者に該当しません。
3. 私が業務を執行する常勤の役員として在任していた下記法人について、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により申請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）に該当しません。

### 記

法 人 名	違反の有無	違反年月日	違反内容

上記相違ないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所 .....

氏 名 ..... 印



(貨物自動車運送事業法に基づく「利用する運送事業者」との運送に関する契約書の様式例)

## 貨物利用運送契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)との間において、貨物利用運送業務について次のとおり契約を締結する。

(契約の範囲)

第1条 荷主の要求による貨物利用運送の業務について、甲は運送にあたり、乙は利用運送に従事するものとする。

(貨物の受け渡し方法及び運送責任の分野)

第2条 貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状を照合して受け渡す。

発送貨物は、乙が甲に引き渡した時より甲の責任とする。

到着貨物は、自動車より取り卸し、甲が乙に引き渡した時より乙の責任とする。

甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

(荷主に対する責任、損害賠償の範囲)

第3条 貨物事故の損害は、その荷主に対して、甲並びに乙、両者責任分野によって、その責を負い、賠償の範囲は、運送約款並びに利用運送約款によるものとする。

甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定にかかわらず、

各々その責任を負うものとする。

(事故の処理)

第4条 貨物事故の処理は、甲乙協議の上、これを行うものとする。

(運送保険)

第5条 車両及び積荷保険の費用は甲の負担とする。

ただし、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受けた甲又は乙にて取り扱うものとする。

(運送順位)

第6条 法令に定めなき限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

(運賃・料金の支払い)

第7条 乙が甲に対して支払う運賃・料金は、甲が関係運輸局に届け出た貨物自動車運送事業運賃料金表によるものとする。

(運賃・料金の決済)

第8条 貨物運賃及びこれに付随する料金の請求は、毎月\_\_\_\_\_日をもって締め切って計算をし、翌日\_\_\_\_\_日までに甲乙にて決済する。

(契約の期間)

第9条 本契約は乙が貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業の許可を受けた日より\_\_\_\_\_年間効力を有する。

期間満了前\_\_\_\_\_ヵ月前までに甲乙双方何ら意思表示なき場合は、さらに\_\_\_\_\_年間延長するものとし、以後も同様とする。

(契約の解除及び更改)

第10条 本契約の各条項中、契約の継続を不相当と認めたる時は、甲乙協議の上、これを解除又は更改することができる。

(協議)

第11条 本契約に定めがない状況が生じた場合は、甲乙共に誠意を持って協議するものとする。

以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各々捺印の上、各1部を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

(乙) 住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

平成 年 月 日

運輸支局長殿

住 所

氏名又は名称

代表者名

電話番号

一般貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般貨物自動車運送事業は、  
事業用自動車等連絡書提出の準備が調いましたので報告いたします。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

運行管理者 平成 年 月 日提出済。

整備管理者 平成 年 月 日提出済。

	氏 名	氏 名
運行管理者		
整備管理者		

最低車両数の規定を受けない事業者。（霊柩・一般廃棄物・島しょ）

※ 該当するものに○印を付ける。

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名
1		6		1 1	
2		7		1 2	
3		8		1 3	
4		9		1 4	
5		1 0		1 5	

### 3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	平成 年 月 日	—	—
雇用保険	平成 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	平成 年 月 日		

加入義務なし（ 名）

加入義務がない理由

### 4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定時期を記入して下さい。

添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届（写）
- ・選任運転者の運転免許証（写）（ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要）
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。

平成 年 月 日

九州運輸局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者名  
電話番号

一般貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般貨物自動車運送事業は、平成 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登 録 番 号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備 考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額無制限の保険に加入しました。

社会保険等加入状況

労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康保険、厚生年金）とも加入済み

添付書類

- ・法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあつては登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に加入した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。）
- ・一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面
- ・自動車検査証（車検証）の写

平成 年 月 日

九州運輸局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

印

運賃料金設定届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称  
住 所  
代 表 者 名

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業

3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類  
運賃及び料金の額  
適 用 方 法

5. 実施年月日

平成 年 月 日